

「総量削減義務と排出量取引制度における中小企業等が二分の一以上所有する

指定相当地球温暖化対策事業所に関するガイドライン」

改正概要（令和5年8月1日）

- 1 p.6 エ 削減義務対象外にならない中小企業者について  
削減義務対象外とならない中小企業者の条件を明確化
  
- 2 p.9 オ（イ）b aによりエネルギー使用量が把握できない場合  
年度途中で所有者の変更があった場合の、中小企業等の建物等の所有割合の計算  
を、日割案分から月数案分に変更
  
- 3 その他軽微な修正